解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年３月18日

鹿児島市紫原三丁目一三番二六号

特定非営利活動法人農業と建設業を結ぶ会

清算人　梅木　時文

解散公告（第一回）

当法人は、定款で定める解散事由の発生により令和七年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年３月18日

神奈川県小田原市板橋九一番地

医療法人社団日下部皮膚科医院

清算人　日下部芳志

解散公告（第一回）

当宗教法人は、令和七年一月二十九日岐阜地方裁判所多治見支部の解散命令により解散したので、当宗教法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年３月18日

岐阜県中津川市落合字三五沢二六番地の五

一　宗教法人丸山教美濃支教会

清算人　弁護士　田中　敦

連絡先　岐阜県土岐市泉町久尻三〇―一一

とうと法律事務所

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年二月二十八日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年３月18日

岐阜県加茂郡白川町坂ノ東四九七五番地二二

農事組合法人白川北茶生産組合

清算人　牧野　基廣

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月二十八日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年３月18日

佐賀県伊万里市立花町広田一五一三番地の一八

職業訓練法人　伊万里共同高等職業訓練運営会

清算人　池田　初美

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年二月二十日青森県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年３月18日

青森県青森市新町一丁目二番一八号

中新町山手地区市街地再開発組合

代表清算人　野澤　正樹

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年三月十一日埼玉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年３月18日

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山一〇三〇―一

嵐山町平沢土地区画整理組合

代表清算人　内田　信雄

解散公告（第二回）

当法人は、建物の全部の滅失により令和六年十月二十二解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年３月18日

東京都江戸川区南小岩八丁目一二番一〇号

第二大森マンション自主管理組合法人

清算人　中川　剛

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十月六日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年３月18日

東京都清瀬市竹丘二丁目三番三九号

医療法人社団竹丘会

清算人　島崎　隆夫

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年３月18日

東京都大田区西蒲田三丁目一番一三号

医療法人社団女塚クリニック

清算人　宇藤　章

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和七年一月七日石川県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年３月18日

石川県七尾市三室町一二七部二三番地

清算法人福留土地改良区

清算人代表　森　美智夫

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年二月二十四日開催の臨時大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年３月18日

大阪府大東市中垣内七丁目七番一号

船井電機労働組合

代表清算人　宮島　一聡

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年一月十一日熊本地方裁判所天草支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年３月18日

熊本県天草市川原町四番一六号

光円寺

清算人　弁護士　山口　和哉

連絡先　熊本市西区池田二―六―四〇―七

吉田法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、医療法第五十五条第一項第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年３月18日

東京都杉並区西荻北三丁目二三番一四号

医療法人社団顕明会

清算人　芥川　泰生

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年五月三十日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年３月18日

福井県福井市下森田新町二一〇六番地

宗教法人栄教寺

清算人　禿氏　恵俊

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年二月六日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年３月18日

大阪府大阪狭山市金剛二丁目四番八号

宗教法人在日本北米パプテスト綜合宣教団

清算人　ナカノ・ユリ